

答 申 第 6 0 号
平成21年3月30日

大阪府知事
橋 下 徹 様

大阪府環境審議会
会 長 南



四條畷鳥獣保護区の指定について（答申）

平成21年3月30日付け動畜第2893号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

記

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき別添のとおり四條畷鳥獣保護区を指定することにつき、異議ありません。

別 添

1 名 称

四條畷鳥獣保護区

2 区 域

四條畷市と大東市、奈良県との境界線の接点を起点とし、同点から四條畷市と大東市との境界線を北進し、大阪府砂防設備神社谷砂溜工（整理番号 22-01）に至る。大阪府砂防設備神社谷砂溜工（整理番号 22-01）から四條畷神社の敷地西端に沿って北進し、市道南野 9 号線との交点に至る。同点から市道南野 9 号線を北進し、市道南野 2 丁目 17 号線との交点に至る。同点から市道南野 2 丁目 17 号線を北進し、権現川との交点に至る。同点から権現川を東進し、御机橋との交点に至る。同点から御机橋を北進し、市道南野 8 号線との交点に至る。同点から市道南野 8 号線を西進し、市道南野清滝 2 号線との交点に至る。同点から市道南野清滝 2 号線を北進し、国道 163 号線との交点に至る。同点から国道 163 号線を東進し、清滝橋北詰先の市道清滝下田原線との交点に至る。同点から市道清滝下田原線を東進し、讃良川との最北の交点に至る。同点から讃良川を北進し、大阪府砂防設備讃良川砂溜工（整理番号 18-04）に至る。大阪府砂防設備讃良川砂溜工（整理番号 18-04）から北に直線で四條畷市と交野市との境界線の交点に至る。同点から四條畷市と交野市との境界線を東進し、奈良県と四條畷市との境界線との交点に至る。同点から奈良県と四條畷市との境界線を南進し、国道 163 号線との交点に至る。同点から国道 163 号線を西進し、市道田原中央線との交点に至る。同点から市道田原中央線を南進し、市道大谷地線との交点に至る。同点から市道大谷地線を西進し、府道中垣内南田原線との交点に至る。同点から府道中垣内南田原線を西進し、府道大阪生駒線との交点に至る。同点から府道大阪生駒線を東進し、奈良県と四條畷市との境界線との交点に至る。同点から奈良県と四條畷市との境界線を南進し、起点に至る線で囲まれた区域。

3 面 積

約 1, 100 ha

4 存続期間

平成 21 年 11 月 1 日から平成 31 年 10 月 31 日